

【共通】

Q. 申請書はどこで入手するのか？

A. 市ウェブサイト、商工振興課で入手できます。

Q. 申請期限は？

A. 令和4年1月14日（金）まで ※当日消印有効

Q. 提出方法は？

A. 多くの申請が予想されます。「密集」「密接」を防ぐため郵送により提出をお願いします。

Q. 提出先は？

A. 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 商工振興課 あて

Q. 国や県の支援金を受けているが、本支援金も対象となるのか？

A. 本支援金を受けることで、国や県の支援金を受けられなくなるものも考えられます。あらかじめ、国や県にご確認ください。

Q. 申請から給付までどのくらいの期間がかかるのか？

A. 市で申請書を受け取ってから、審査に1週間程度、振込データの作成から給付まで1週間程度、計2週間程度を目指しています。

ただし、申請が集中する申請受付開始からの一定期間や、申請内容に確認を要する場合など、申請状況や申請書類に不備がある場合には、日数を要する場合も考えられますのでご了承ください。

Q. 振込通知は届くのか？

A. 振込のお知らせは致しませんので、通帳の記帳によりご確認ください。申請完了後、1ヶ月たっても振込がない場合などのやむを得ない場合を除き、振込日等のお問い合わせは、お控えいただきますようお願いいたします。

Q. 添付に必要な書類を紛失したが申請できないのか？

A. 書面において審査を行うため、再発行等により、必要書類をそろえて申請してください。

Q. 添付書類を同封し忘れた場合、どのようにすればよいのか？

A. 追加提出書類であることがわかるように、メモ等を同封いただき郵送してください。

なお、多くの申請があった場合、書類の突合に時間を要することも想定されます。申請される際には、不備の無いように申請書への記載内容と添付書類の再確認をお願いします。

Q. 法人から個人事業主に、あるいは、個人事業主から法人に事業形態を変更した場合は、対象とな

るのか。

A. 対象となります。申請日時点の事業形態で申請してください。

Q. 県の営業時間短縮要請協力金について、8月30日～9月12日分と9月13日～9月26日分の両方を受給したが、市の支援金は2回受給できるのか？

A. 市の支援金は、①県協力金の上乗せ支援金、②家賃支援金、③卸売事業者支援金の3種類あり、②と③は要件を満たせば、8月30日～9月12日分と9月13日～9月26日分の両方を受給可能です。ただし、①は8月30日～9月12日分と9月13日～9月26日分のいずれか1回限りの受給となります。

Q. 県と市の給付金は同時に申請し、同時に受け取ることはできないのか？

A. 市の支援金は県協力金の給付を受けている（通帳の写し等で確認）ことが条件なので、同時に申請はできません。

Q. 市の支援金は重複して受給できるのか？

A. 市の支援金は、①県協力金の上乗せ支援金、②家賃支援金、③卸売事業者支援金の3種類あり、①と②は併せて受給可能ですが、③は①、②のいずれか、また、両方との併せての受給はできません。

Q. 市税に滞納がないことの証明書はどこで入手するのか？

A. 市外在住者、市外法人を含め、宇部市役所1階市民税課、各市民センター、楠総合支所で入手できます。（平日8:30～17:15）

【県協力金の上乗せ支援金】

Q. 対象となる要件は？

A. 以下の全てを満たすことが必要です。

- (1) 市内の店舗であること。
- (2) 県協力金の給付を受けていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 卸売事業者支援金の給付を受けていないこと。

Q. 1店舗あたりの給付額は？

A. 一律10万円です。ただし、1店舗あたりの給付は1回限りです。

Q. 申請書以外に必要な添付書類は？

- A. (1) 店舗ごとの支援金計算書（様式第1-1号、様式第1-2号）
(2) 通帳の写しなど、山口県営業時間短縮要請協力金の給付を受けたことがわかるもの
※通帳の写しの場合は、口座名義人と県協力金が振り込まれたことがわかるページの写し
(3) 市税に滞納がないことの証明書（申請日より1か月以内に発行されたもの）

【家賃支援金】

Q. 対象となる要件は？

A. 以下の全てを満たす必要があります。

- (1) 市内の店舗であること。
- (2) 県協力金の給付を受けていること。
- (3) 該当する店舗に対して賃料の支払いを行っていること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 卸売事業者支援金の給付を受けていないこと。

Q. 1店舗あたりの給付額は？

A. 家賃1ヶ月分の額に0.4を乗じた額としますが、千円未満の端数は切り捨てます。また、上限額は10万円です。

Q. 申請書以外に必要な添付書類は？

- A. (1) 店舗ごとの支援金計算書（様式第1-1号、様式第1-2号）
(2) 通帳の写しなど、山口県営業時間短縮要請協力金の給付を受けたことがわかるもの
※通帳の写しの場合は、口座名義人と県協力金が振り込まれたことがわかるページの写し
(3) 該当する店舗の賃貸借契約書の写しなど、該当する店舗を借り受けていることが確認できるもの
(4) 申請日直近まで家賃を支払っていることが確認できる領収等
(5) 市税に滞納がないことの証明書（申請日より1か月以内に発行されたもの）

Q. 賃貸契約書がない場合、代替で確認書類となり得るものは何か？

A. 貸主が作成する賃貸契約の事実（契約期間、家賃が記載されたもの）が分かるものです。（任意様式）

Q. 借主と貸主が実質同一人（法人名義の物件を代表者に貸している場合など）である場合は対象となるのか？

A. 実質同一人である場合は、対象外です。

Q. 一親等以内の賃貸借である場合は対象となるのか？

A. 対象となります。

Q. 共益費も対象となるのか？

A. 対象となります。

Q. 店舗の敷地も対象となるのか？

A. 店舗と敷地の両方を借りている場合は対象となります。

【卸売事業者支援金：共通】

Q. 対象となる要件は？

A. 以下の全てを満たす必要があります。

- (1) 市内の店舗であること。
- (2) 飲食店等において、日々、直接的に客に消費されるもの（以下「対象品」という。）を卸していること。
- (3) 対象品の売上額は、全売上額の5割以上であること。
- (4) 要請期間における売上が、前年または前々年売上対比で30%以上減少していること。
ただし、開業後間もないため、要請期間における売上と、前年の売上対比ができない場合は、要請期間直近1ヶ月間の売上額の2分の1の額と要請期間の売上対比で30%以上減少していること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 県協力金の上乗せ支援金または家賃支援金の給付を受けていないこと。

Q. 対象品とはどのようなものか？

A. 食品（お菓子、加工品）、食材（生鮮食料品含む）、氷、酒類、ジュース、おしぼり、割りばしなど、飲食店等において、日々、直接的に客に消費されるものです。

Q. 飲食店等に対して物品のリース等を行っている事業者を対象としないのはなぜか？

A. 今回の山口県の時短要請により売上額に影響が大きいと判断したものを対象品としたためです。

Q. 対象品の売上額は、全売上額の5割以上であることの理由は？

A. 本事業は、対象品の卸売りを生業としている事業者を救済することを目的としているためです。

Q. 1店舗あたりの給付額は？

A. 要請期間における前年または前々年売上対比で減少している金額に0.5を乗じた額としますが、千円未満の端数は切り捨てます。また、上限額は30万円、下限額は1万円です。

ただし、開業後間もないため、要請期間における売上と、前年の売上対比ができない場合は、要請期間直近1ヶ月間の売上額の2分の1の額と要請期間の売上対比で減少している金額に0.5を乗じた額としますが、千円未満の端数は切り捨てます。また、上限額は30万円、下限額は1万円です。

Q. 店舗Aと店舗Bの2店舗を経営しているが、店舗Aでは売上が30%以上減少しているが、店舗Bでは20%程度の減少である。店舗Aと店舗Bをあわせると売上が30%以上減少している場合の対象となる店舗は？

A. 店舗ごとに売上の減少率をみますので、店舗Aのみが対象となります。

Q. 開業から1年を経過していないため、昨年との売上比較ができないが申請できないのか？

A. 要請期間における前年売上対比ができない場合は、要請期間直近1ヶ月間の売上額の2分の1と比較することで申請できます。

Q. 開業したばかりで、要請期間直近1ヶ月間の売上額がない場合は対象とならないのか？

A. 営業期間が短く、県の時短要請が要因で売上減少につながっているかの判断ができないため、対象外としています。

Q. 確定申告をしていないが申請できないのか？

A. 添付書類がそろっていない場合は、申請の受け付けはできません。ただし、事業継続期間が短く、確定申告ができない場合は確定申告書の写しは不要です。また、確定申告の義務がない場合は、市民税の申告書の写し（受付印が押印されているもの）を提出することで申請可能です。

Q. 消費税の申告書類で申請できないのか？

A. 消費税の申告書類は、売上減少率が確認できる書類としてお使いいただけません。

Q. 売上台帳はすべてのページをコピーし、提出する必要があるのか？

A. 申請書に記載された内容が確認できるページのみ提出で構いません。

Q. 売上台帳はどんな書類を用意すればよいのか？

A. 各期間の売上額と主な卸売先に最近販売していたことがわかる書類であれば、フォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。

※主な取引先と時短要請期間中の取引がない場合は、時短要請前の直近の売上台帳で構いません。

※通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。

※対象となる期間の【売上額】の【合計】を記載してください。

※売上額が0円の場合は、【対象となる売上月】の売上額が【0円】であることを明確に記載してください。

【卸売事業者支援金：法人】

Q. 申請書以外に必要な添付書類は？

- A. (1) 店舗ごとの支援金計算書（様式第2-1号、様式第2-2号）
(2) 履歴事項全部証明書の写し
(3) 確定申告書の写し

以下の①と②の書類が必要です。

- ① 確定申告書別表一（注）
② 法人事業概況説明書（両面）

（注）必ず申告済のもの（以下のいずれか）をご用意ください。

- ・ 税務署の「收受日付印」が押された確定申告書の控え

- ・ e-Tax の場合は、税務署で申告した「電子申告日時」が印字された確定申告書の控え、または自宅等で申告した確定申告書の控えに「受信通知（所得額の記載あり）」を添付したもの

※ただし、「收受日付印」等がない場合、確定申告書別表一に税理士による押印及び署名がなされていれば、申請が可能です。

- (4) 要請期間と、前年または前々年における同期間の売上額と卸売先が確認できる売上台帳等の写し

ただし、開業後間もないため、要請期間における前年売上対比ができない場合は、要請期間直近 1 ヶ月間の売上額と卸売先が確認できる売上台帳等の写し

- (5) 市税に滞納がないことの証明書（申請日より 1 か月以内に発行されたもの）

Q. 組合等の組織であっても対象となるのか？

A. 本支援金は中小企業基本法による中小企業者等の要件を設けておりませんので対象となります。

Q. 本社が市外であるが、申請する店舗が市内の場合は対象となるのか？

A. 対象となります。

Q. 法人の場合、法人全体と店舗ごとの売上と、どちらで売上減少率をみるのか？

A. 店舗ごとの売上で判断します。

【卸売事業者支援金：個人事業主】

Q. 申請書以外に必要な添付書類は？

A. (1) 店舗ごとの支援金計算書（様式第 2-1 号、様式第 2-2 号）

(2) 本人確認書類の写し

以下の①から④のいずれかの書類が必要です。

① 運転免許証（おもて面） ※ただし、裏面に記載がある場合は両面

② マイナンバーカード（おもて面）

③ 住民票の写し（発行日 3 か月以内のもの）

④ 公的身分証明書（写真付きの住民基本台帳カード等）

(3) 確定申告書の写し

申告区分に応じて以下の①又は②の書類が必要です。

① 青色申告の場合…確定申告書 B 第一表（注）、

及び所得税青色申告決算書（1, 2 ページ目）

② 白色申告の場合…確定申告書 B 第一表（注）

（注）必ず申告済のもの（以下のいずれか）をご用意ください。

・ 税務署の「收受日付印」が押された確定申告書の控え

・ e-Tax の場合は、税務署で申告した「電子申告日時」が印字された確定申告書の控え、または自宅等で申告した確定申告書の控えに「受信通知（所得額の記載あり）」を添付

したもの

※ただし、「收受日付印」等がない場合、提出した確定申告書類と同年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）をあわせて提出することで申請が可能です。

(4) 要請期間と、前年または前々年における同期間の売上額と卸売先が確認できる売上台帳等の写し

ただし、開業後間もないため、要請期間における前年売上対比ができない場合は、要請期間直近1ヶ月間の売上額と卸売先が確認できる売上台帳等の写し及び開業届

(5) 市税に滞納がないことの証明書（申請日より1か月以内に発行されたもの）

Q. 住所が市外であるが、店舗等が市内の場合は対象となるのか？

A. 対象となります。

Q. 飲食店への配達を専門としており店舗を有しない場合も対象となるか？

A. 市内に住所がある場合は、自宅兼事務所とみなし対象となります。

Q. 主たる収入が事業収入ではなく、給与収入や雑所得であっても対象なるのか？

A. 事業収入が生業である方を対象とするため、主たる収入が事業収入の方を対象とします。

Q. 主たる収入の割合は？

A. 確定申告書上の全収入の5割以上を占めているものを、主たる収入と考えます。

Q. 青色申告ではなく、白色申告であるが、申請できるのか？

A. 申請可能です。

Q. 前年の決算日以降に、市外から市内へ住所および事業所所在地を移転した場合、対象となるのか？

A. 対象となります。申請日時点の所在地で判断します。